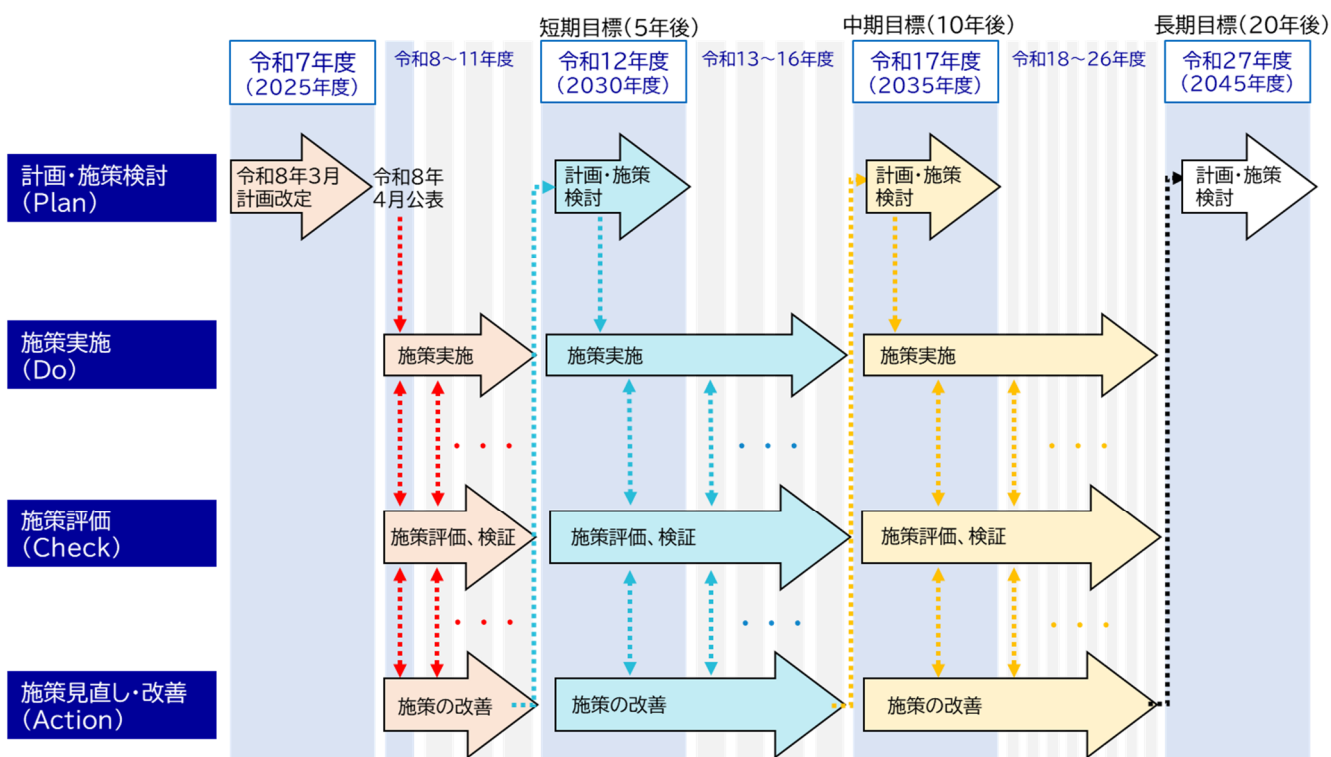


第6章 計画の推進

6-1 進行管理

- 本計画は令和12年度(2030年度)を短期目標、令和17年度(2035年度)を中期目標、令和27年度(2045年度)を長期目標としています。これらの目標年次を目安として、計画・施策検討(Plan)、施策実施(Do)、施策評価(Check)、施策見直し・改善(Action)のPDCAサイクルに基づいて、各施策の進行状況を管理します。
- 短期目標である令和12年度(2030年度)に、改めて計画全体を俯瞰して、計画内容の改善を図ります。
- このようなサイクルを短期、中期、長期目標ごとに繰り返し、関係所管課と連携しながら計画内容を適宜更新します。また、必要に応じ、外部の関係者や有識者を交えて進行状況の検証を行います。



6-2 推進体制

- 本計画の推進体制は、以下のとおりとします。

表 本計画の推進体制(順不同)

関係機関等		主な役割
綾瀬市	総合都市交通計画所管課	目標の実現に向け、関係者との調整役を担うとともに、計画の進捗を管理する。
	地域公共交通所管課	公共交通に関する施策の実現に向けた取組を実施する。
	道路整備・管理所管課	優先整備路線の整備や、既存道路の改善等をはじめとした各種道路施策の実現に向けた取組を実施する。
	その他関係課	各所管施策の実現に向けた取組を実施する。
交通事業者	事業経営・交通運営の主体として、公共交通施策について、交通事業者間や行政と協議・調整を行いながら、実現に向けた検討を行うとともに、情報提供・発信を行う。	
警察	交通の安全と円滑を図り、交通施策の推進に向けて必要な助言等を行う。	
神奈川県	交通政策等の推進に向け必要な支援を行うとともに、道路施策の推進に向けた取組について、必要な助言等を行う。	
学識経験者	計画に示す施策・事業の実施について助言を行う。	
市民・NPO 団体等	交通サービスや道路環境を享受するだけでなく、市内の公共交通・道路環境を維持していくために、市や地域における交通施策の検討に参画し、他の関係者とも連携・協働する。	